

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条
第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載し
た書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに
意見を述べる理由を記載した書面を添えて、令和二年八月十八日から同年十二月十八日
までに奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センターに到着するように提出してく
ださい。

令和二年八月十八日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ホームセンターコーナン大和郡山筒井町店
所在地 大和郡山市筒井町五三一―六

二 変更のあった事項

- 1 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名
（変更前）

名称	住所	代表者の氏名
三菱UFJリース株式 会社	東京都千代田区丸の内一丁目五番 一号	白石 正

（変更後）

名称	住所	代表者の氏名
三菱UFJリース株式 会社	東京都千代田区丸の内一丁目五番 一号	柳井 隆博

- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前)

名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島一八五番地 三	神吉 康成
コーナン商事株式会社	堺市西区鳳東町四丁四〇一番地一	疋田 直太郎
はるやま商事株式会社	岡山市北区表町一丁目二番三	治山 正史
株式会社エービーシー ・マート	東京都渋谷区道玄坂一丁目一二番 一	野口 実
株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目七番七	白土 孝
株式会社セリア	岐阜県大垣市外濑二丁目三八番	河合 宏光

(変更後)

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ニトリ	札幌市北区新琴似七条一丁目二番 三九号	武田 正則
コーナン商事株式会社	堺市西区鳳東町四丁四〇一番地一	疋田 直太郎

三 変更年月日

二の1 平成二十九年六月二十九日

二の2 令和二年四月十七日

